



平成26年9月9日
内閣府（防災担当）

平成26年（2014年）8月豪雨非常災害現地対策本部の改組について

災害対策基本法第25条第6項の規定に基づき広島県に設置している平成26年（2014年）8月豪雨非常災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）については、所管区域内における被災者の住宅や新たな避難所等の確保により全ての小学校が再開したことや、現地において国が調整する、道路の土砂撤去等の応急対策の実施に一定のめどがついたこと等により、所期の目的に達したものとして、9月9日（火）12時をもって、関係機関間の連絡調整等を行う政府現地連絡調整室へと改組することといたしました。

政府としては、被災者の方々が一日も早く安心した生活を送ることができるよう、引き続き、非常災害対策本部を中心に、関係省庁が一体となって、対応に万全を期して参ります。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）付 山本、武山
TEL：03-3501-5695（直通）